

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都江東区辰巳三丁目7番8号

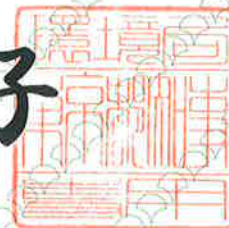
氏名 広陽サービス株式会社
代表取締役 尾崎 泰裕



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 4年 1月31日

許可の有効年月日 令和11年 1月30日

1 事業の範囲

(1) 収集運搬(積替え保管を含む)

(2) 産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、
木くず、動植物性残さ、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、
がれき類

(石綿含有産業廃棄物を含む。) (水銀使用製品産業廃棄物を含む。) (以上12種類)

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び
陶磁器くず

(以上6種類)

(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

(積替え保管できる産業廃棄物についての限定は裏面のとおり)

2 積替え保管施設 (詳細は裏面のとおり)

(1) 東京都江東区東雲二丁目10番21号

3 許可の条件

(1) 積替え保管施設の作業時間は、原則として6時から18時までとすること。

(2) 積替え保管を行う産業廃棄物の搬入は全て自ら行うこと。

(3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」
及びその他の関係法令を遵守すること。

(4) 積替え保管は都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 4年 1月 31日 新規許可

令和 4年 1月 31日 更新許可 第6回

5 積替え許可の有無

無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

無

(裏面あり)

(裏面)

7 積替え保管施設

(1) 東京都江東区東雲二丁目10番21号

積替え保管面積： 630㎡ 最大保管高さ：2.5m

産業廃棄物の種類	保管量	
燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、金属くず (廃トナーカートリッジに限る。)	メッシュパレット1個	0.18 m ³
汚泥、廃プラスチック類、金属くず (廃消火器に限る。)	メッシュパレット1個	0.33 m ³
汚泥、金属くず (廃乾電池(水銀使用製品産業廃棄物を除く) に限る。)	一斗缶4個	0.08 m ³
汚泥、金属くず (廃水銀電池、廃空気亜鉛電池(水銀使用製品産業廃棄物) に限る。)	一斗缶1個	0.02 m ³
廃油	一斗缶6個	0.12 m ³
廃プラスチック類、金属くず、 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (廃蛍光灯、廃HIDランプ、廃放電ランプ(水銀使用製品産業廃棄物) に限る。)	ドラム缶4個	1.08 m ³
廃プラスチック類、金属くず、 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (廃家電に限る。)	直置き	17.0 m ³
	合計保管量	18.8 m ³

(以下余白)